

○財務省告示第三百三十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年九月二十四日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年十月十日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（二十年）（第百二 回、第百九回、第百十五回、第 百十六回、第百十七回、第百二 十四回及び第百三十二回）及び 利付国庫債券（三十年）（第二 回、第三回、第四回、第十二回、 第十三回、第十四回、第十五回、 第十六回、第十八回、第十九回、 第二十回、第二十二回、第二十 五回、第二十六回、第二十七回、 第二十八回及び第三十二回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち利回り格差の小				

九	八	七	六	方法
振替単位	最低額面金額	払込金額	発行額	

十三	十二	利子率
の	経過	払い込み

さいわいのからその応募額を順次割り当てる。その九百九十五億円額の内訳は、別表のとおりである。

五万四千三百四十四億四千七百六十八円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録による最低額と額の整数倍の金額によるものとす。平成十四年九月二十四日発行の対象国債に、金額を出したつき、次の算式により算

$$\frac{1 + \left(\frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)^{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}}{100} \times \text{残存年数}$$

(一) 別表のとおりは、募入決定額を加えた金額を次計算式により算出したものとする。式に、発行日、払込日、対象国債額、発行対象国債額の金利、期日、各行各発行対象国債額の発行期日、各額×各日発行期日、100×各日発行対象国債額の発行期日、支規数、払込利率、支規日、に、は、が、の、行、の、日、と、の、日、の、同

(二) 発行時に、その利子に係る所得税が、その源泉徴収されるものとして、振替口座簿中の

十四

利

子

十七十五

償還金の期限
償還金の期限
入札の基
準とする
各発行の
対象の対

各発行対象国債の利率 \times 各発行の額 $\div 100 \times 1 \div 2$

（別表のとおり）
額（金額）
平成二十年九月
本証券協会の
店頭売買参考
利率の平均値
の

第一号に規定する発行の期
第十号に規定する発行の期
と、各対象国の債の発行の期
算式によらずに、算出するに
う。ただし、支払の期、その
日に支払うべき額は、営業
日に支払うべき額は、営業
同日に支払うべき額は、営業
各発行対象国債の利率 \times 各発行の額 $\div 100 \times 1 \div 2$

口座に記載又は記録されるも
のり出しの金額から当該
に、百分の二・三・一五（た
だ、当該債の初期利子の
支払期が平成一四年十月
月三十一日以前となる場
合、百分の二・三・一五（た
は、当該債の発行金

（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）
二・三%	二・四%	一・七%	二・〇%	二・一%	二・二%	二・二%	一・九%	二・四%	利率（年）
平成五年四月二十二日	平成二年四月二十二日	平成十年四月二十三日	平成十年四月二十二日	平成三年四月二十二日	平成三年四月二十二日	平成十年四月二十一日	平成三年四月二十一日	平成六年四月二十日	償還期限
八億円	十億円	二百二十九億円	二十五億円	十八億円	二十八億円	四十億円	二百九十五億円	五百十六億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利金支 日本銀行
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成二十四年九月二十四日

（利付第三十国二十年庫七回）	（利付第三十国二十年庫六回）	（利付第三十国二十年庫五回）	（利付第三十国二十年庫二回）	（利付第三十国二十年庫一回）	（利付第三十国十九年庫一回）	（利付第三十国十八年庫一回）	（利付第三十国十六年庫一回）	（利付第三十国十五年庫一回）	（利付第三十国十四年庫一回）	（利付第三十国十三年庫一回）	（利付第三十国十二年庫一回）	（利付第三十国四年庫一回）
二・五%	二・四%	二・三%	二・五%	二・五%	二・三%	二・三%	二・五%	二・五%	二・四%	二・〇%	二・一%	二・九%
日年平 九成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十九	十年平 日十成 月二 二十八	日年平 三成 月四 二十八	日年平 九成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十七	日年平 九成 月四 二十六	日年平 六成 月四 二十六	日年平 三成 月四 二十六	十年平 日十成 月二 二十五	日年平 九成 月四 二十五	十年平 日十成 月一 二十二
五十二億 円	円百 八十九 億	六十五 億 円	五十五 億 円	二十五 億 円	七億 円	七億 円	九十七 億 円	億五 百五 十五	六十 六億 円	百三 十億 円	円二 百八 十億	十五 億 円

（（利 第三付 三十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 八）債 回 券 ）
二 ・ 三 %	二 ・ 五 %
日年平 三成 月五 二十 十二	三平 月成 二五 十十 日年
十 三 億 円	円三 百 七 十 億